平成30年10月15日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市上下水道局が発注する業務委託(建設工事に伴う 業務委託を除く。)に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるも のとする。

(対象業務)

第2条 共同企業体に発注することができる業務は、防府市上下水道事業管理 者(以下「管理者」という。)が、業務の規模、内容等を勘案して指定する。 この場合において、管理者が特に認めるときは、単体企業と共同企業体との 混合による入札を行うことができる。

(結成方法)

- 第3条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- 2 共同企業体の構成員は、同一業務において他の共同企業体の構成員となることはできない。

(運営形態)

第4条 共同企業体の運営形態は、各構成員の分担を定めず共同して履行する 共同履行方式とする。ただし、業務の履行上特に必要と認めるときは、業種 の分担方式によることができる。

(構成員の数)

- 第5条 共同企業体の構成員の数は、3社までとし、業務ごとに指定する。 (構成員の組合せ)
- 第6条 共同企業体の構成員の組合せは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。ただし、特殊な業務で管理者が特に認める場合は、この限りでない。
 - (1) 市内に本店を有する構成員による組合せ
 - (2) 市内に本店を有する構成員と市外に本店を有する構成員による組合せ (構成員の資格)
- 第7条 共同企業体の構成員は、次のすべての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 防府市上下水道局が発注する業務委託に係る競争入札参加資格を有すること。
- (2) 同一業務において、単体企業として入札に参加する者でないこと。
- (3) その他業務ごとに必要として定める要件。

(出資比率)

- 第8条 共同企業体の構成員数による最低の出資比率は、次の各号に定めるところによる。なお、自主結成の立場から各構成員の出資比率は指定しない。
 - (1) 2社の場合 30%以上
 - (2) 3社の場合 20%以上

(代表者の要件)

第9条 共同企業体の代表者は、最大の履行能力を有する構成員とする。また、 代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(入札参加資格審查申請)

- 第10条 当該業務の入札に参加しようとする者は、共同企業体競争入札参加資格審査申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて入札参加資格の確認審査を申請しなければならない。
 - (1) 共同企業体協定書(第2号様式)
 - (2) 委任状 (第3号様式)
 - (3) 使用印鑑届 (第4号様式)
 - (4) その他管理者が必要と認める書類

(入札参加資格の審査)

第11条 前条の共同企業体競争入札参加資格審査申請書の提出があったときは、 第2条から前条までに規定する事項について審査を行うものとする。

(存続期間)

- 第12条 当該業務に係る契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該 業務の完了後3か月を経過した日までとする。
- 2 当該業務につきかしがあったときは、前項の期間の満了後においても各構 成員は、連帯してその責を負うものとする。
- 3 当該業務につき結成された共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものは、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年10月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

由語者	(共同企業体の代表者)
THH	(

住 所

商号又は名称

代表者氏名

八次有八石		
下記の共同企業体について	の入札	」に参加したいので、
競争入札参加資格の審査を関係書類を済	添えて申請します。	
なお、この申請書及び添付書類のする	べての記載事項は、事実と相違ないことを	誓約します。
	記	
1 共同企業体の名称		

2 構成員

商号又は名称	出資割合
	%
	%
	/0
	%

- 3 業務の履行方法 共同履行方式
 - 注 1 「共同企業体協定書」の写しを添付すること。
 - 2 「委任状」、「使用印鑑届」を添付すること。

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 防府市上下水道局発注に係る

業務委託

(以下「業務委託」という。)

(2) 前号に付帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、

共同企業体(以下「当企

業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を

に置く。

(成立及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、業務委託契約の履行完了後3カ 月を経過するまでの間は解散することができない。

2 業務委託を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、

を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務委託の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行 うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料 (前払金、部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限 を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資割合は次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更等があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

商号又は名称	出資割合	
	%	
	%	
	%	

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の 実施の基本に関する事項、資金管理方法、再委託企業の決定その他の当企業体の運営に 関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務委託の完了に当たるものと する。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務委託契約の履行及び再委託契約その他の業務委託の実施に伴い 当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、

とし、共同企業体の名称を冠

した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の都度、当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成員に利

益金を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成員が 欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務委託途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ、当企業体が業務委託を完了 する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち業務委託途中において前項の規定により脱退した者がある場合において は、残存構成員が共同連帯して業務委託を完了する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がある場合は、残存構成員の出資割合は、 脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割 合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。 (構成員の除名)
- 第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務委託途中において重要な義務の不履 行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者 の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項まで を準用するものとする。

(業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務委託途中において破産又は解散した場合においては、 第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなく なった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認によ り残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該業務委託につきかしがあったときは、各 構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。 以上 外 社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書 通を作成し、構成員が記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

住所

商号又は名称

代表者氏名 印

住所

商号又は名称

代表者氏名 印

委 任 状

をもって代理人と定め、下記の権限を委任する。

記

1 防府市上下水道局が発注する、

業務委

託(当業務委託に付帯する業務を含む。)に係る見積、入札、契約の締結、発注者及 び監督官庁と折衝する権限並びに委託料(前払金、部分払金を含む。)の請求、受領 及び当企業体に属する財産を管理する権限

2 復代理人の選任に関する権限

年 月 日

共同企業体の名称

構成員の住所

商号又は名称

代表者氏名 印

使	用	EI.]鑑	届
12	/ 1 .	1 1	• JEHIL	/ Ш

代表者の使用印	
	印

上記の印鑑は、見積、入札、契約の締結並びに委託料の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

年 月 日

共同企業体の名称

代表者の住所

商号又は名称

代表者氏名